

令和5年5月8日

保護者 様

熊谷市立三尻中学校長
田沼 良宣

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、本校でも下記のとおり対応しますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、判断に迷う場合や御心配な点につきましては、学校に御相談ください。

記

1 健康観察について

- (1) 毎日の体温チェック・提出等は不要となります。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。

2 マスクの取扱い

- (1) 学校教育活動においては、マスクの着用は個人の判断に委ねます。
- (2) マスクを外したい生徒が外しやすい環境となるよう配慮します。
- (3) 熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時など、場面に応じてマスクを外すよう指導します。
- (4) 医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、着用を推奨します。
- (5) マスクの着脱を強いることのないようにし、着用の有無による差別・偏見等がないよう指導します。

3 出席停止となる場合

- (1) 生徒の新型コロナウイルス陽性が判明した場合
- (2) 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ、医師等により登校を控えるよう指示された場合
- (3) 医療的ケアを必要とする生徒及び基礎疾患等があり重症化するリスクが高い生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、校長が登校すべきでない判断した場合
- (4) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、ほかに手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

4 出席停止の期間

陽性者（有症状）	発症後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
陽性者（無症状）	陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで
医師等に登校を控えるよう指示された場合	医師等が感染のおそれがないと認めるまで

5 濃厚接触者の取扱いについて

濃厚接触者としての特定は行われませんので、同居している家族が陽性となった場合や、学校で陽性者と接触があつた場合等でも、陽性が判明していない生徒については、直ちに出席停止の対象としません。